

令和3年4月定例会議事録

令和3年  
第4回羽島市農業委員会議事録

羽島市農業委員会

1. 開催日時 令和3年4月8日(木) 午後1時30分～午後1時55分

2. 開催場所 羽島市役所本庁舎4階 第1会議室

3. 出席農業委員(15名)

1番	西川	ひとみ	2番	田中	敏信	3番	伊藤	克巳
4番	石原	晃	5番	大井	幸男	6番	花村	直良
8番	加藤	芳正	9番	時田	昌子	10番	山田	倉造
11番	浅野	喜代子	12番	服部	春彦	13番	佐藤	文恵
14番	宮田	圭	15番	大曾根	佳明	16番	岩田	悟

4. 欠席委員(1名)

7番 森川 朝子

5. 議事日程

第 1 議事録署名者の指名について

第 2 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第 3 議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第 4 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第 5 議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

第 6 報告第10号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第 7 報告第11号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第 8 報告第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

6. 農業委員会事務局職員及び関係職員

農政課長 安田 裕治

農政企画担当課長(兼)農政係長 柴田 真佐雄

事務局長 柴田 泰宏

局長補佐 横山 健司

農地係長 片山 真理子

## 7. 会議の概要

○事務局長 「本日の出席委員は16名中15名で、在任する委員の過半数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、羽島市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を岩田会長にお願いいたします。」

○議長 委員各位に委員会への出席のお礼を述べ、第4回羽島市農業委員会の開会を宣言する。

---

### 第1 議事録署名者の指名について

○議長 本日の議事録署名者を指名にて決定する旨を告げ、4番委員及び5番委員を指名する。

---

### 第2 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長 『議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の内、番号14番を上程し、事務局に説明を求める。

○局長補佐 「番号14番は農地の売買であり、申請地は、面積257㎡の1筆、地目は畑で、農業振興地域内農用地区域外の農地です。

譲受人は、経営面積が91.3アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は自宅から約250mの場所にあり、その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

以上1件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第12号の内、番号14番について許可決定することに賛成の方は、挙手をお願い

します。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第12号の内、番号14番については、許可決定といたします。」

続いて、議案第12号の内、番号15番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○局長補佐 「番号15番は農地の売買であり、申請地は、合計面積5,286㎡、地目は全て田で、農業振興地域内農用地区域内の農地が7筆と農用地区域外の農地が1筆の計8筆です。

譲受人は、経営面積が5,128.6アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は自宅から約150mから1.7kmの場所にあり、その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

以上1件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第12号の内、番号15番について許可決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第12号の内、番号15番について

は、許可決定いたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員入室)

---

第3 議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 長 『議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を上程し、事務局に説明を求める。

○農地係長 「番号4番については、転用事業者は、申請地を相続により取得されましたが、既に住宅敷地の一部に利用されていることから、追認での許可申請となります。

申請地は、住宅が連たんしている市街化の傾向が著しい区域内の農地であるため、原則転用可能な第3種農地に分類されます。

申請地の北側・東側は宅地、南側・西側は道路となっており、農地には隣接しておりませんが、周囲の営農に支障のないようにします。

以上1件についてご審議をお願いします。」

○議長 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 員 「申請者はこの住宅に現在住んでいるのですか。」

○農地係長 「住んではおりませんが、相続により今回取得され、現況に合わせて転用許可を申請されたものです。」

○議長 長 「他にご質問等ございませんか。」

○委員 員 (質問、意見なし)

○議長 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第13号について許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

(挙手、多数)

「賛成が多数ですので、議案第13号については、許可相当として意見を決定いたします。」

---

第4 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 長 『議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を上程し、事務局に説明を求める。

○農地係長 「番号11番については、転用事業者は理髪業を営んでおり、申請地を取得し、店舗の駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、宅地の面積の割合が40%を超えている街区内の農地であるため、原則転用可能な第3種農地に分類されます。

申請地の北側は宅地、東側・西側は道路、南側は宅地と畑となっています。周囲にはフェンスを設置し周囲の営農に支障のないようにします。

なお、申請地は既に駐車場として利用しており、追認での許可申請となります。

続いて、番号12番については、転用事業者は申請地を取得し、太陽光発電設備を設置したいとの申請です。

申請地は、宅地の面積の割合が40%を超えている街区内の農地であるため、原則転用可能な第3種農地に分類されます。

申請地の北側は水路、西側・南側は道路、東側は田となっており周囲にはフェンスを設け、周囲の営農に支障のないようにします。

なお、申請地は既に砂利が敷かれており、追認での許可申請となります。

続いて、番号13番については、転用事業者は弟の所有する申請地を取得し、申請地西側にある自宅の駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、区域内の農地が10ha未満の区域内に位置する第2種農地に分類され、農地法第5条第2項第2号、『申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できない場合』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地の北側は宅地、東側は畑、南側・西側は道路となっており、周囲の営農に支障のないようにします。

なお、申請地は既に駐車場として利用しており、追認での許可申請となります。

以上3件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 「街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている場合には第3種農地になるという説明でありましたが、もう少し詳しく説明してください。」

○農地係長 「農業用機械が容易に横断等できない河川や道水路等により区切られた街区に占める農地以外の土地の面積が40%を超えている場合には、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地として、原則転用が可能な第3種農地となります。」

○委員 「わかりました。」

○議長 「他にご質問等ございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第14号について許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第14号については、許可相当として意見を決定いたします。」

第5 議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

○議長 『議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について』のうち、番号260番及び261番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号260番及び261番については、〇〇〇〇が、合計面積4,367㎡について、使用貸借の利用権設定をするものです。以上2件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第15号の内、番号260番及び261番について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第15号の内、番号260番及び261番については、異議がないものとして意見を決定いたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員入室)

続いて、議案第15号の内、番号262番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)



「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「262番については、〇〇〇〇が、面積99㎡について、使用貸借の利用権設定をするものです。  
以上1件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第15号の内、番号262番について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第15号の内、番号262番については、異議がないものとして意見を決定いたします。ここで、番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員入室)

続いて、議案第15号の内、番号264番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号264番については、〇〇〇〇が、面積548㎡について、貸借の利用権設定をするものです。  
以上1件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第15号の内、番号264番について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第15号の内、番号264番については、異議がないものとして意見を決定いたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員入室)

続いて、議案第15号の内、番号263番及び265番を上程し、事務局に説明を求める。

○農地係長 「番号263番については、〇〇〇〇が、面積393㎡について、使用貸借の利用権設定をするものです。

番号265番については、〇〇〇〇が、合計面積2,147㎡について、使用貸借の利用権設定をするものです。

以上2件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 「番号265番についてですが、今回、初めて農業をやられる方ですか。いきなり2,000㎡を経営されるのは難しいのではないですか。」

○農地係長 「大規模ではないかもしれませんが、父親が農業経営されていたと記憶しております。」

○委員 「確かに父親が農業経営されており、それを手伝っているので、農業経験はあります。」

○議長 「他にご質問等ございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第15号の内、番号263番及び265番について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第15号の内、番号263番及び265番については、異議がないものとして意見を決定いたします。」

---

第 6 報告第10号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第 7 報告第11号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第 8 報告第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

○議長 『報告第10号 農地法第3条の3の規定による届出報告について』、『報告第11号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について』、『報告第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について』を一括上程し、事務局に報告を求める。

○局長補佐 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、会議時間の短縮を図るため、説明は省略させていただきたい旨述べる。

○議長 本日の議事が全て終了した旨を述べ、会議の閉会を宣言する。